

問題で聞かれているのは「正しいもの」か「誤っているもの」かをきちんと確認。
「正しいもの」「誤っているもの」の文字を○で囲むと見直す時にも便利。

[No. 1] 市街地再開発組合の設立手続に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。22-27

1. 都道府県知事は、組合設立の認可申請があったときは、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、事業計画を2週間公衆の縦覧に供させなければならない。
2. 当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。
3. 事業計画の縦覧に伴い意見書の提出があったときは、審査委員は、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきでないとするときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
4. 住宅建設の目標が定められた第一種市街地再開発事業に関し、組合設立の認可申請をしようとする者は、住生活基本法に規定する公営住宅等を建設することが適当と認められる者に対して、これらの者が参加組合員として参加する機会を与えなければならない。

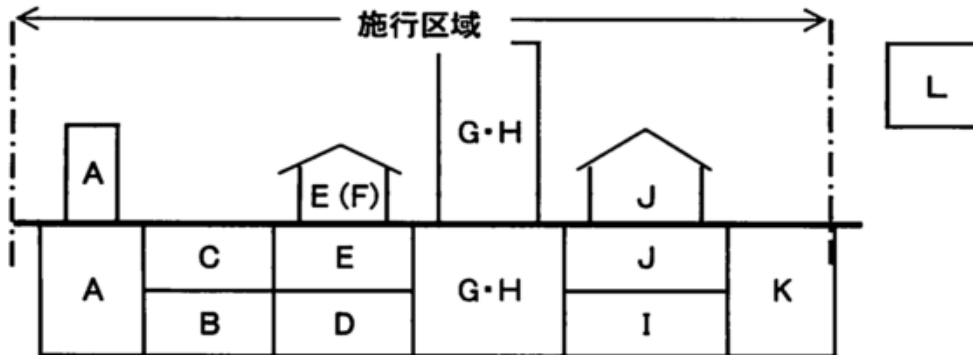
[No. 2] 市街地再開発組合設立手続のための事業計画の縦覧及び意見書の処理に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。17-29

1. 縦覧に供された事業計画の内容に意見のある当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地の所有者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。
2. 組合設立の認可申請があったときは、施行地区となるべき区域を管轄する都道府県知事は、定款及び事業計画を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
3. 都道府県知事は意見書の提出があったときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきでないとするときは、組合設立認可申請者に通知しなければならない。
4. 意見書に係る意見を採択しない旨の通知に対しては、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

[No. 3] 市街地再開発事業における縦覧手続等に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。21-29

1. 都道府県知事は、組合設立の認可申請があったときは、都市再開発法に定められた認可基準に、明らかに抵触する事実があると認められる場合以外は、施行地区となる区域を管轄する市町村長に、事業計画を2週間公衆の縦覧に供させなければならない。
2. 市町村長は、施行地区及び設計の概要について、権利変換認可の後、組合解散の日まで、市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
3. 施行地区内の土地若しくは物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について、意見書を提出できる。
4. 都道府県知事から修正を命じられた事業計画については、その修正に係る部分のみ再度縦覧の手続を行えばよい。

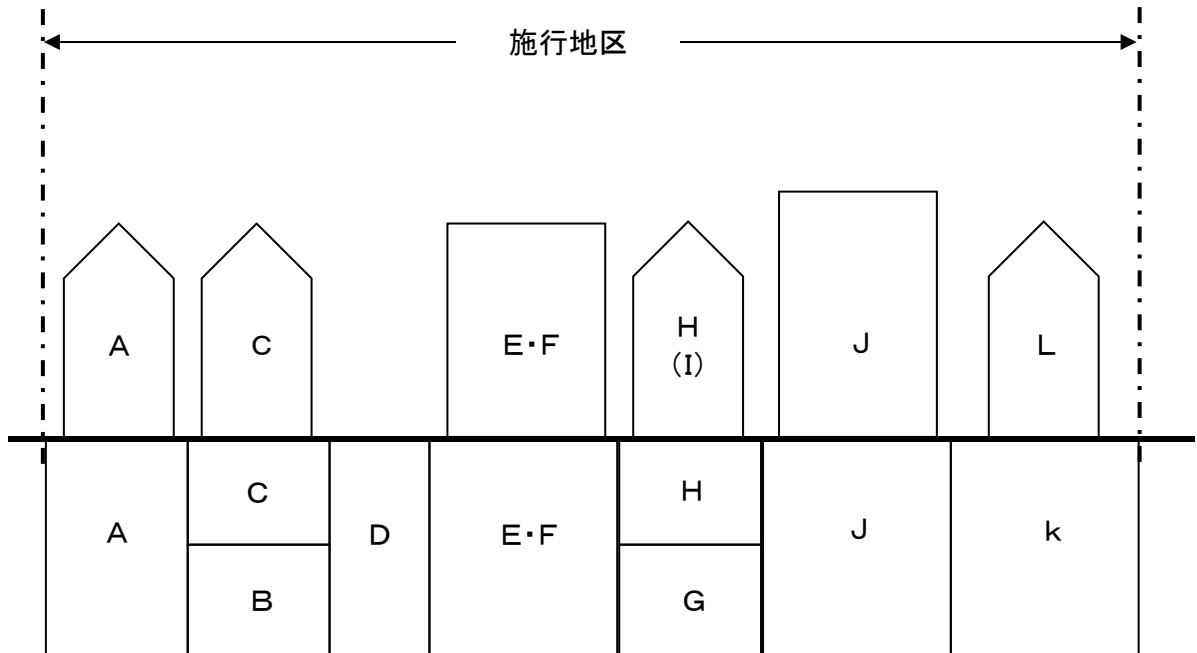
[No. 4] 下記モデル図の市街地再開発組合について、現在（権利変換期日以前）の組合員数の算定で、正しいものは次のうちどれか。16-32



- A : 日本郵政公社が所有する土地及びその上に建つ郵便局の建物
- B : 賃借権を設定した土地の底地権者
- C : 農園としての利用目的の賃借権者
- D : 賃借権を設定した土地の底地権者
- E : 建物を所有している賃借権者
- F : 借家権者
- G・H : 土地の共有持分をもつマンションの区分所有者
- I : 賃借権を設定した土地の底地権者
- J : 再開発事業に反対している建物所有の賃借権者
- K : 県道（土地所有者も県）
- L : 参加組合員

1. 組合員数は 6 人である。
2. 組合員数は 7 人である。
3. 組合員数は 8 人である。
4. 組合員数は 9 人である。

[No. 5] 下記モデル図の市街地再開発組合について、現在（権利変換期日以前）の組合員数の算定で、正しいものは次のうちどれか。17-33



- A: 土地と建物の所有者
- B: 土地の所有者
- C: 土地をBから借りて建物を所有している。
借家権が未登記であるが借地権の申告を行っていない。
- D: 私道の所有者
- E・F: 土地・建物の共有者
- G: 土地の所有者
- H: 土地をGから借りて建物を所有している。
借地権が未登記であるため借地権を申告している。
- I: 建物をHから借りている借家権者
- J: 土地と建物を市が所有する公立中学校
- k: 土地の所有者
- L: 土地の使用賃借による建物所有者

1. 組合員数は7人である。
2. 組合員数は8人である。
3. 組合員数は9人である。
4. 組合員数は10人である。

[No. 6] 市街地再開発組合の組合員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。21-33

1. 組合が都道府県知事の認可により設立された場合は、組合設立に同意しなかった施行地区内の宅地について、所有権又は借地権を有する者も組合員となる。
2. 宅地又は借地権が数人の共有に属するときは、その数人を 1 人の組合員とみなす。この場合、1 人の組合員とみなされる者は、それぞれのうちから代表者 1 人を選任し、その者の住所氏名及び持分割合を市街地再開発組合に通知しなければならない。
3. 参加組合員は参加するのに必要な資力及び信用を有するものとされているため、都道府県知事は、不相当と認める者が参加している場合には組合設立の認可をしないことができる。
4. 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があるときは、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

[No. 7] 市街地再開発組合の組合員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。19-33

1. 権利変換期日以降において、施設建築敷地の共有持分について、組合員の権利を承継した者は、組合員として議決権を有する。
2. 組合設立後、市街地再開発事業で施設建築物の一部等を取得することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。
3. 権利変換期日前においては、参加組合員でなく、かつ施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有しないものであっても、総会において選任を受けることにより、組合員となることができる。
4. 権利変換期日前においては、宅地又は借地権が数人の共有に属することにより 1 人の組合員とみなされる者は、それぞれのうちから代表者 1 人を選任し、その者の氏名及び住所を組合に通知しなければならない。

[No. 8] 市街地再開発組合における組合員の権利義務の移転に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。

1. 1 筆の土地の所有者が組合設立後に土地を 2 筆にして、組合員以外の別の 2 人に売却後、転出した場合であっても組合員数は 1 である。
2. 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権の一部を承継した者があるときは、その組合員がその所有権の一部について、組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。
3. 都市再開発法第 90 条の登記（権利変換の登記）完了後、従前の権利に対応した床をすべて第三者に譲り渡した者は、組合解散前であっても、組合員ではなくなる。
4. 施行地区内の宅地について、組合員の有する借地権全てが消滅したときは、その組合員がその借地権全てについて、組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権の設定者に移転する。

[No. 9] 市街地再開発組合の参加組員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。22-34

1. 参加組合員は、定款で定める。
2. 地方公共団体は、参加組合員になれない。
3. 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社は、参加組合員になれる。
4. 参加組合員は、組合の役員となることができる。

[No. 10] 市街地再開発組合の参加組員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。23-33

1. 住宅建設の目標が定められている第一種市街地再開発事業において、組合設立の認可を申請しようとする者は、あらかじめ、施行区域となるべき区域において、住生活基本法に規定する公営住宅等を建設することが適当と認められる者に対して、これらの者が参加組合員として参加する機会を与えなければならない。
2. 参加組合員は、定款に特別の定めがある場合を除き、負担金の額にかかわらず、議決権及び選挙権は各 1 個である。
3. 参加組合員が納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、納付金額、その他負担金の納付に関する事項は、事業計画に定めなければならない。
4. 参加組合員負担金の最終納付期限は、都市再開発法第 100 条の公告の日から 1 か月をこえてはならない。